○**総務省令第二号**

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月十四日

総務大臣　武田　良太

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第一条　第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

別表第２の２（第６条関係）　正味固定資産価額算定に用いる数値

改正後			改正前		
項目	数値	単位	項目	数値	単位
［略］			［同左］		
き線管路総延長	127,955	km	き線管路総延長	129,850	km
［略］			［同左］		
電線共同溝総延長	1,515	km	電線共同溝総延長	1,500	km
情報ボックス総延長	8,274	km	情報ボックス総延長	8,196	km
［略］			［同左］		
空調設備１台当たりの能力(1)	48,151	kcal／台	空調１台当たりの能力(1)	30,000	kcal／台
空調設備１台当たりの能力(2)	19,261	kcal／台	空調１台当たりの能力(2)	13,050	kcal／台
空調設備１台当たりの電力容量(1)	18.54	kVA	空調設備１台当たりの電力容量(1)	11.55	kVA
空調設備１台当たりの電力容量(2)	5.6	kVA	空調設備１台当たりの電力容量(2)	5.4	kVA
空調設備単位面積(1)	3.43	㎡	空調設備単位面積(1)	5	㎡
空調設備単位面積(2)	0.67	㎡	空調設備単位面積(2)	2.2	㎡
［略］			［同左］		
土地単価時点補正係数（北海道）	0.8342	—	土地単価時点補正係数（北海道）	0.8118	—
土地単価時点補正係数（青森県）	0.6847	—	土地単価時点補正係数（青森県）	0.6872	—
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7212	—	土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7229	—
土地単価時点補正係数（宮城県）	1.0470	—	土地単価時点補正係数（宮城県）	1.0045	—
土地単価時点補正係数（秋田県）	0.6377	—	土地単価時点補正係数（秋田県）	0.6433	—
土地単価時点補正係数（山形県）	0.7560	—	土地単価時点補正係数（山形県）	0.7564	—
土地単価時点補正係数（福島県）	0.8189	—	土地単価時点補正係数（福島県）	0.8155	—
土地単価時点補正係数（茨城県）	0.7221	—	土地単価時点補正係数（茨城県）	0.7253	—
土地単価時点補正係数（栃木県）	0.7403	—	土地単価時点補正係数（栃木県）	0.7454	—
土地単価時点補正係数（群馬県）	0.7476	—	土地単価時点補正係数（群馬県）	0.7507	—